

「児童虐待防止推進月間」

オレンジリボン

子ども虐待を防止するというメッセージが込められています。  
オレンジは「子どもたちの明るい未来を示す色」です。

厚生労働省では、毎年11月を「児童虐待防止月間」と定め、家庭や学校、地域等の社会全般にわたり、児童虐待問題に対する深い関心と理解を得ることができます。期間中に児童虐待防止のための広報・啓発活動など様々な取組を集中的に実施しています。

塩草立葉小学校でも、1年生から6年生まで、すべての教室で大阪市教育委員会が作成した児童虐待防止啓発授業DVD教材を使っての授業を行います。

低学年用DVD 『「そうだん」するって大切なこと』

高学年用DVD 『これって虐待？』

## &lt;解説より抜粋&gt;

- ① 「どんな理由があっても暴力や暴言をされていい子はいない（身体的・心理的虐待）」
- ② 「親同士の暴力や言い争う場面を見て嫌な気持ちになったり、兄弟姉妹間の差別をされたりすることも虐待になる（心理的虐待）」
- ③ 「夜遅くなても大人がいない。長い時間子どもだけで居させて、苦痛を感じさせるのは虐待になる（ネグレクト）」
- ④ 「親子・兄弟姉妹であってもプライベート-partsは人に触らせない・見せないことが大切。（性的虐待）」

上記の内容に加え、様々な相談先があり、子ども達を虐待から守る機関があることを伝えます。また、私たち教職員は、子ども達一人ひとりが大切な存在だからこそ、この授業を行ったということ、そして、自分のことも友達のことも抱え込まないでどんな時でも相談してきてほしいことを伝えます。

児童虐待は、社会全体で解決すべき問題です。学校や家庭、そして地域で、子ども達を見守り、いち早く異常に気付き対応していくことで、救われる命があります。

虐待を受けている子ども達は、言葉にならない様々なメッセージを発しています。児童虐待の防止、早期発見のために、私たち大人ひとり一人が、子ども達のSOSを見逃すことなく敏感に気づいて、迅速・的確に対応していかなければないと改めて感じています。

児童虐待かもと思ったらすぐにお電話ください。



連絡は匿名で行うことも可能です。  
連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。

出産や子育てに関する悩みや質問がある方は、  
児童相談所・市町村へお気軽にご相談ください。

